

愛読者各位

株式会社日本法令

『 社労士V 29 年受験 15 年分から厳選！ムダなし！
 条文順過去問題集〔労災・雇用・徴収編〕 』

法改正による変更と誤植による訂正箇所をお知らせいたします。誤植については、お詫び申し上げます。これに伴い、本書の記述を下記のように改めてください。

● 労災保険法【 法改正 】

なし

● 雇用保険法【 法改正 】

該当箇所	修正前	修正後																																								
P 137 法 20 条 必須の知識 9 行目	・・・翌日から起算して“1 か月”以内に、・・・	・・・翌日から、 <u>受給資格に係る離職の日の翌日から起算して 4 年を経過する日までの間（加算された期間が 4 年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）</u> に、・・・																																								
P 139 法 22 条 1 項・ 2 項、23 条 1 項 必須の知識 ②	<table border="1"> <thead> <tr> <th>算…間 区分</th> <th>1 年 未満</th> <th>1 年以上 5 年未満</th> <th>…</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30 歳未満</td> <td rowspan="5">90 日</td> <td>90 日</td> <td>…</td> </tr> <tr> <td>30 歳以上 35 歳未満</td> <td>90 日</td> <td>…</td> </tr> <tr> <td>35 歳以上 45 歳未満</td> <td>90 日</td> <td>…</td> </tr> <tr> <td>45 歳以上 60 歳未満</td> <td>180 日</td> <td>…</td> </tr> <tr> <td>60 歳以上 65 歳未満</td> <td>150 日</td> <td>…</td> </tr> </tbody> </table> <p>〈補足〉離職日が平成 29 年 3 月・・・ある (法附則 5 条)。</p>	算…間 区分	1 年 未満	1 年以上 5 年未満	…	30 歳未満	90 日	90 日	…	30 歳以上 35 歳未満	90 日	…	35 歳以上 45 歳未満	90 日	…	45 歳以上 60 歳未満	180 日	…	60 歳以上 65 歳未満	150 日	…	<table border="1"> <thead> <tr> <th>算…間 区分</th> <th>1 年 未満</th> <th>1 年以上 5 年未満</th> <th>…</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30 歳未満</td> <td rowspan="5">90 日</td> <td>90 日</td> <td>…</td> </tr> <tr> <td>30 歳以上 35 歳未満</td> <td>120 日</td> <td>…</td> </tr> <tr> <td>35 歳以上 45 歳未満</td> <td>150 日</td> <td>…</td> </tr> <tr> <td>45 歳以上 60 歳未満</td> <td>180 日</td> <td>…</td> </tr> <tr> <td>60 歳以上 65 歳未満</td> <td>150 日</td> <td>…</td> </tr> </tbody> </table> <p>〈補足〉離職日が平成 34 年 3 月・・・ある (法附則 4 条 1 項)。</p>	算…間 区分	1 年 未満	1 年以上 5 年未満	…	30 歳未満	90 日	90 日	…	30 歳以上 35 歳未満	120 日	…	35 歳以上 45 歳未満	150 日	…	45 歳以上 60 歳未満	180 日	…	60 歳以上 65 歳未満	150 日	…
算…間 区分	1 年 未満	1 年以上 5 年未満	…																																							
30 歳未満	90 日	90 日	…																																							
30 歳以上 35 歳未満		90 日	…																																							
35 歳以上 45 歳未満		90 日	…																																							
45 歳以上 60 歳未満		180 日	…																																							
60 歳以上 65 歳未満		150 日	…																																							
算…間 区分	1 年 未満	1 年以上 5 年未満	…																																							
30 歳未満	90 日	90 日	…																																							
30 歳以上 35 歳未満		120 日	…																																							
35 歳以上 45 歳未満		150 日	…																																							
45 歳以上 60 歳未満		180 日	…																																							
60 歳以上 65 歳未満		150 日	…																																							
P 147 法 24 条～28 条 必須の知識	<p>★各種延長給付の延長日数など</p> <table border="1"> <tr> <td>個別延長給付 (暫定措置)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>60 日 (又は 30 日)</td> <td></td> </tr> </table>	個別延長給付 (暫定措置)		60 日 (又は 30 日)		<p>★各種延長給付の延長日数など</p> <table border="1"> <tr> <td>個別延長給付</td> <td>地域延長給付 (暫定措置)</td> </tr> <tr> <td>・60 日 (又は 30 日)</td> <td>60 日</td> </tr> <tr> <td>・120 日 (又は 90 日)</td> <td>(又は 30 日)</td> </tr> </table>	個別延長給付	地域延長給付 (暫定措置)	・60 日 (又は 30 日)	60 日	・120 日 (又は 90 日)	(又は 30 日)																														
個別延長給付 (暫定措置)																																										
60 日 (又は 30 日)																																										
個別延長給付	地域延長給付 (暫定措置)																																									
・60 日 (又は 30 日)	60 日																																									
・120 日 (又は 90 日)	(又は 30 日)																																									

	<p>★延長給付の優先順位</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①広域延長給付→②全国延長給付→③訓練延長給付 ・暫定措置を考慮した場合、次のとおり。 ①個別延長給付→②広域延長給付→③全国延長給付→④訓練延長給付 	<p>★延長給付の優先順位</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①個別延長給付→②広域延長給付→③全国延長給付→④訓練延長給付 ・暫定措置を考慮した場合、次のとおり。 ①個別延長給付又は<u>地域延長給付</u>→②広域延長給付→③全国延長給付→④訓練延長給付
<p>P 147 法 24 条～28 条 ⑥</p>	<p>⑥ × (法附則 5 条 1 項)「特定理由離職者 (正当な理由のある自己都合退職に該当する者を除く)」も支給対象者となる。 また、<u>就職困難者である受給資格者も支給対象となる。</u></p>	<p>⑥ × (法 24 条の 2 第 1 項)「特定理由離職者 (正当な理由のある自己都合退職に該当する者を除く)」も支給対象者となる。また、<u>就職困難者である受給資格者も支給対象となる。</u></p>
<p>P 148 法 29 条～34 条 ② 4 行目</p>	<p>・・・及び<u>個別延長給付</u>は考慮しない・・・</p>	<p>・・・<u>個別延長給付</u>及び<u>地域延長給付</u>は考慮しない・・・</p>
<p>P 148 法 29 条～34 条 ③ 6 行目</p>	<p>・・・及び<u>個別延長給付</u>は考慮しない・・・</p>	<p>・・・<u>個別延長給付</u>及び<u>地域延長給付</u>は考慮しない・・・</p>
<p>P 149 法 29 条～34 条 必須の知識 表の右最上段</p>	<p>・・・<u>個別延長給付</u>を受けている者が対象】</p>	<p>・・・<u>個別延長給付</u>、<u>地域延長給付</u>を受けている者が対象】</p>
<p>P 173 法 60 条の 2 ① 5～6 行目</p>	<p>・・・翌日から<u>起算して“1 か月”以内に</u>、・・・</p>	<p>・・・翌日から、<u>一般被保険者又は高年齢被保険者でなくなった日から起算して 4 年を経過する日までの間 (加算された期間が 4 年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間)</u>に、・・・</p>
<p>P 194 法 66 条、67 条</p>	<p>・・・<u>当分の間</u>、・・・<u>100 分の 55</u>・・・</p>	<p>・・・平成 29 年度から平成 31 年度までの各年度においては、・・・<u>100 分の 10</u>・・・</p>

③ 3～4行目		
P195 法 66 条、67 条 必須の知識 表	[<u>当分の間</u> 、・・・ <u>100 分の 55</u>] (5カ所)	[平成 29～31 年度までの各年度は、・・・ <u>100 分の 10</u>] (5カ所)
P206 〔問 7〕 エ 2行目	・・・ <u>100 分の 55</u> ・・・	・・・ <u>100 分の 10</u> ・・・

●労働保険徴収法【法改正】

該当箇所	誤	正																																												
P237 法 12 条 4 項 必須の知識	平成 28 年度雇用保険率（雇用保険率の負担割合） <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">雇用保険率</th> <th rowspan="2">被保険者負担</th> <th colspan="2">事業主負担</th> </tr> <tr> <th>失業等給付に係る率</th> <th>二事業に係る率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般の事業</td> <td>1000 分の 11</td> <td>1000 分の 4</td> <td>1000 分の 4</td> <td>1000 分の 3</td> </tr> <tr> <td>農林水産業 清酒製造業</td> <td>1000 分の 13</td> <td>1000 分の 5</td> <td>1000 分の 5</td> <td>1000 分の 3</td> </tr> <tr> <td>建設業</td> <td>1000 分の 14</td> <td>1000 分の 5</td> <td>1000 分の 5</td> <td>1000 分の 4</td> </tr> </tbody> </table>		雇用保険率	被保険者負担	事業主負担		失業等給付に係る率	二事業に係る率	一般の事業	1000 分の 11	1000 分の 4	1000 分の 4	1000 分の 3	農林水産業 清酒製造業	1000 分の 13	1000 分の 5	1000 分の 5	1000 分の 3	建設業	1000 分の 14	1000 分の 5	1000 分の 5	1000 分の 4	平成 29 年度雇用保険率（雇用保険率の負担割合） <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">雇用保険率</th> <th rowspan="2">被保険者負担</th> <th colspan="2">事業主負担</th> </tr> <tr> <th>失業等給付に係る率</th> <th>二事業に係る率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般の事業</td> <td>1000 分の 9</td> <td>1000 分の 3</td> <td>1000 分の 3</td> <td>1000 分の 3</td> </tr> <tr> <td>農林水産業 清酒製造業</td> <td>1000 分の 11</td> <td>1000 分の 4</td> <td>1000 分の 4</td> <td>1000 分の 3</td> </tr> <tr> <td>建設業</td> <td>1000 分の 12</td> <td>1000 分の 4</td> <td>1000 分の 4</td> <td>1000 分の 4</td> </tr> </tbody> </table>		雇用保険率	被保険者負担	事業主負担		失業等給付に係る率	二事業に係る率	一般の事業	1000 分の 9	1000 分の 3	1000 分の 3	1000 分の 3	農林水産業 清酒製造業	1000 分の 11	1000 分の 4	1000 分の 4	1000 分の 3	建設業	1000 分の 12	1000 分の 4	1000 分の 4	1000 分の 4
	雇用保険率				被保険者負担	事業主負担																																								
		失業等給付に係る率	二事業に係る率																																											
一般の事業	1000 分の 11	1000 分の 4	1000 分の 4	1000 分の 3																																										
農林水産業 清酒製造業	1000 分の 13	1000 分の 5	1000 分の 5	1000 分の 3																																										
建設業	1000 分の 14	1000 分の 5	1000 分の 5	1000 分の 4																																										
	雇用保険率	被保険者負担	事業主負担																																											
			失業等給付に係る率	二事業に係る率																																										
一般の事業	1000 分の 9	1000 分の 3	1000 分の 3	1000 分の 3																																										
農林水産業 清酒製造業	1000 分の 11	1000 分の 4	1000 分の 4	1000 分の 3																																										
建設業	1000 分の 12	1000 分の 4	1000 分の 4	1000 分の 4																																										
P237 法 12 条 4 項 ②	…平成 28 年 4 月 1 日から 1 年間は、1000 分の 13 である。	…平成 29 年 4 月 1 日から 1 年間は、1000 分の 11 である。																																												

● 労災保険法【正誤】

該当箇所	誤	正
P7 法 3 条 1 項 ⑥	(昭 35.11.2 基発 932 号) 設問の出向労働者を出向先事業に係る保険関係によるものとして取り扱うことができるので誤り。	(昭 35.11.2 基発 932 号) 設問の出向労働者を出向先事業に係る保険関係によるものとして取り扱うことができるので誤り。
P87 〔問 10〕	ウ メリット収支率を算定する基礎となる保険給付の額には、第 1 種特別加入者に係る保険給付の額は含まれない。	ウ メリット収支率を算定する基礎となる保険給付の額には、第 3 種特別加入者に係る保険給付の額は含まれない。

● 雇用保険法【正誤】

該当箇所	誤	正
P125 法15条1項～ 3項 ②	② × ……失業認定申請書に受給資格者証を…	② × ……失業認定申告書に受給資格者証を…
P202 〔問1〕 D	D 事業主は、その雇用する被保険者が官 民人事交流法第 21 条第__項に規定する 雇用…	D 事業主は、その雇用する被保険者が官 民人事交流法第 21 条第1項に規定する 雇用…
P203 〔問3〕 イ	イ ……に求職活動を原則__回以上行った 実績を…	イ ……に求職活動を原則3回以上行った 実績を…
P228 則6条3項	① 立木の伐採の事業が数次の請負によっ て行われる場合には、労働保険徴収法の 規定の適用については、それらの事業は 一の事業とみなされ、元請負人のみが当 該事業の事業主とされる。(H26・災 9A)	① <u>一括有期事業開始届は、一括有期事業 についての事業主がそれぞれの事業を開 始した場合に、その開始の日の属する月 の末日までに、所轄労働基準監督署長に 提出しなければならない。(H25・災 9D)</u>

● 労働保険徴収法【正誤】

該当箇所	誤	正
P233 法10条 ①	× (2項) 設問の保険料のほか、「特例納付 保険料」があるので誤り。	① ○ (2項) 設問のとおり。
P244 則27条 ①	① 工事の全期間が1年間である有期事業 に係る保険関係が6月8日に成立した場 合で延納の要件を満たすときの概算保険 料の納期限は、最初の期分が6月28日ま でであり、以後、12月1日から翌年3月 31日までの期分が1月31日まで、その 次の期分は3月31日までとなる。(H18・ 雇 8D)	① <u>概算保険料について延納が認められ ている有期事業(一括有期事業を除く。) の事業主の4月1日から7月31日まで の期分の概算保険料の納期限は、労働保 険事務組合に労働保険事務の処理を委 託している場合であっても、3月31日と されている。(H27・雇 9E)</u>
P249 法19条 ③	(2項、3項) 設問の場合、有期事業になる ので保険関係が消滅した日から50日以 内に <u>概算</u> 保険料の清算を行わなければな らないので誤り。	× (2項、3項) 設問の場合、有期事業に なるので保険関係が消滅した日から50 日以内に <u>確定</u> 保険料の清算を行わなけ ればならないので誤り。